令 和 5 年 度

事 業 計 画

地方競馬全国協会

令和5年度事業計画

I 事業運営の基本的な考え方

1. 事業運営の基本方針

地方競馬全国協会(以下「協会」という。)は、地方競馬主催者(以下「主催者」という。)の共通の利益となる事業等を実施する地方共同法人として、地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進と馬の改良増殖その他畜産の振興に資するため、「お客様を基本」に「主催者の立場に立った視点」で事業を運営し、「お客様に安心して楽しんでいただける地方競馬」の実現を図る。

令和5年度においては、令和4年11月に可決・成立した改正競馬法の趣旨を踏まえ、主催者及び関係団体と連携したうえで公正確保のさらなる徹底を図るとともに、地方競馬の魅力向上と売上拡大に向けて全力で取り組む。新たに策定する「第四期競馬活性化計画」(以下、「活性化計画」という。)に基づく施策・事業を着実に推進することで「地方競馬の経営基盤の強化」を実現し、地方競馬が畜産振興及び地方財政の改善により一層貢献できるよう取り組んでいく。

2. 地方競馬をめぐる情勢と協会の対応

令和3年度の地方競馬の総売得金は、コロナ禍におけるいわゆる巣ごもり需要に支えられたこともあり、従前のピークであった平成3年度を上回り、過去最高の9,933億円(1日平均の対前年度比9.1%増)となった。令和4年度に入ってからも前年度を上回る売上で推移しているが、若干伸び率が鈍化している(令和5年1月31日時点の1日平均売得金の対前年度比4.5%増)。ロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響による物価上昇など、日本経済の先行きは不透明感を増しており、今後の地方競馬の売上にマイナスの影響を与えることが懸念される。これらのことから、令和5年度の予算上の売得金は、令和4年度の売得金見込額を基準に伸び率を令和4年度の約半分の2%と見込んで1兆1,000億円とする。

売上面では好調が続いているが、主催者においては、経営の厳しかった時代に 先送りしてきた施設整備や賞典奨励費の増額、さらには先般公表した「全日本的 なダート競走体系」の整備等を今後行っていく必要があり、地方競馬の魅力を高 めていくためには、未だ多くの課題が残されている。

改正された競馬法においては、①地方競馬への支援措置の拡充、②馬産地への 支援措置の恒久化、③競馬に対する国民の信頼を確保するための措置の充実が講 じられた。協会は法改正及び附帯決議等の趣旨を具現化することを念頭に事業計 画を策定する。 今回の法改正では、地方競馬への支援措置として、畜産振興勘定から競馬活性 化勘定への繰入が恒久化されたが、1号交付金本来の使途である畜産振興・競走 馬生産振興事業に支障を来さないことがその大前提である。令和5年度予算では、 畜産振興・競走馬生産振興事業の十分な拡充を図った上で、競馬業務勘定の積立 金等も活用しつつ「地方競馬の共通インフラⁱ」の更新や、強い馬づくり、競走体 系の整備等、地方競馬の活性化を図る事業を推進する。

公正確保面では放馬事故や薬物陽性事案に加えて、近年、調教師・騎手・厩務員等、競馬法によりその購入を禁じられている者による勝馬投票券の購入やこれに関係する情報提供など、国民の信用を失墜させる事案が発生している。今回の法改正によって協会が行う公正確保に関する業務が拡充され、公正確保に対する協会の責任はこれまで以上に重くなっている。国民、とりわけお客様の信頼確保に向けて主催者及び関係団体と連携のうえ、協会が中心となって全国的な見地から公正確保の取組を牽引していく。

さらに、競馬への理解醸成をより一層図るため、競馬の公益貢献について積極 的に発信していく。

3. 令和5年度に取り組む重点課題

競馬法改正の趣旨を踏まえ、新たな活性化計画の初年度として、以下の重点課題を中心に着実な推進を図る。

- (1) 競馬法改正による協会の公正確保に関する業務の拡充を反映し、主催者と連携した公正確保を徹底したうえで、協会の取組を充実させる。
- (2) 畜産振興事業及び競走馬生産振興事業について十分な拡充を図る。
- (3) 競馬活性化補助事業を最大限活用して強い馬づくりに向けた主催者の施設整備等を着実に推進する。
- (4) ダート競走のさらなる発展に向けて、主催者、日本中央競馬会(以下「JRA」という。)と連携して取りまとめた競走体系の整備を実施するため、競馬の魅力向上につながる番組の充実等を促進する。
- (5) 地方競馬が畜産振興や地方財政の改善に貢献していることを広く周知するための広報を積極的に展開する。
- (6)「地方競馬の共通インフラ」の整備を確実に推進する。
- (7) 人材育成に注力するとともに職員の労働環境を整備し、組織力の向上を図る。

II 具体的な取組

1. 競馬の公正かつ安全・円滑な実施に向けた業務

競馬法改正により地方競馬の公正な実施を確保するために必要な主催者への 支援が協会の業務に追加されたことを受け、同法を根拠とする地方競馬の公正確 保に関する最高会議として、新たに「地方競馬公正会議(仮称)」を設置する。同 会議に支援業務の実施に関する方針を諮り、決定された方針に基づいて必要な支 援業務を行うとともに協会と全主催者が連携して公正確保の徹底に取り組む。

馬主及び馬の登録、調教師及び騎手の免許・養成についても、不祥事案発生防止を念頭に置いて厳正かつ着実な実施を図る。また、公正確保に係る競馬関係団体への助成を増額し、公正確保の強化を図る。

その他、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画ⁱⁱ」等に基づき、関係機関等と 連携しながらギャンブル等依存症対策について引き続き適切に対応していくほ か、引退競走馬の福祉対策にも取り組んでいく。

(1) 公正確保の徹底に向けた取組

競馬の公正確保を徹底するため、裁決、決勝審判、発走の執務委員として専門職員を主催者の要請に基づいて派遣し、主催者開催執務委員との連携協力の下、公正かつ円滑な競馬の実施に努める。また、「令和5年度総合的な公正確保対策」に基づき、以下の取組を進める。

- ① 不祥事案発生防止のための取組
- ア 厩舎関係者への研修の強化

競馬法違反事案の発生を防ぐため、厩舎関係者全般を対象に一層の自覚を促し、公正確保意識をより高める教育、指導を行う。

なお、外国人厩務員の増加に対応するため、「外国人厩務員向け研修テキスト」を活用し指導を強化していく。また、調教師・騎手を協会に召喚して実施する研修についても、対象となる者の範囲を拡大して対応する。さらに当該研修では指導が不十分と判断した場合には、公正部と地方競馬教養センター (以下「教養センター」という。)が連携し研修を行う。

イ 管理・監視体制の強化及び違反事案に対する厳罰化

不正協定等の競馬法違反行為の発生防止を目的とした調整ルーム、業務エリア等における監視管理体制を強化する取組について、すべての競馬場において監視強化を図るため、主催者への施設、設備の助成事業を継続する。

なお、業務エリアにおける通信機器の不正持込・使用が続いたことから違 反者にこれまで以上の厳罰が科されるよう主催者に対して強く進言していく。 ウ 不正行為に関する情報処理体制の充実・整備

競馬法違反行為の未然防止等を目的として、厩舎関係者からの報告義務の 履行徹底に加え、令和5年度から地方競馬における内部通報制度をその趣旨 に基づいて適切に運用し、競馬関係事業者からのさらなる情報提供を促す。

エ 裁決の厳格化

裁決委員の養成と訓練を徹底することにより、委員の質の向上を図る。また開催に際しては、協会裁決委員は主催者裁決委員とともに競走における監視を厳正に行い、認めるべき理由がなく騎手が本来行うべき扶助操作を行わない等、お客様の誤解を招く騎乗について厳正に処分することによって、不正な行為を抑止する。

オ 厩舎関係者の勝馬投票券購入調査の実施

インターネット投票事業者の協力を得て、仮認定厩務員を含む厩舎関係者

の馬券購入調査の強化を図り、事案の根絶を図る取組を継続する。

カ 禁止薬物陽性馬発生根絶に向けた諸施策の実施

令和5年度から始まる新薬物検査制度に対応するため、追加薬物の周知、 使用実態の調査を進める。また、厩舎巡回等において禁止薬物・規制薬物、飼料の管理状況の確認や入退厩管理を強化するとともに、主催者獣医職員との 情報共有、開業獣医師に対する研修を実施するなど、禁止薬物陽性馬発生の 根絶に向けて取り組む。

なお、制度改正による検査対象薬物の大幅増加に伴い薬物検査経費が大幅 に増加することから、主催者に対する助成を新たに実施する。

キ 放馬事故防止の徹底

これまでに主催者等が整備した放馬事故防止施設、設備を適切に運用するために協会職員の立会による放馬事故防止訓練の実施を徹底するとともに、対策マニュアルの改善を行い、放馬事故の発生を防止する。なお、すべての競馬場等において対策の強化を図るため、主催者への施設、設備の助成事業を継続する。

ク 競走における公正確保の取組

競走における公正確保の取組を充実させるため、競走の監視に必要な施設、 設備の設置を主催者への助成対象に加える。

ケ 酷暑から人馬を保護するための取組

夏期の競馬開催の酷暑化に対応するため、人馬特に馬体保護とそれによる 競走中の事故減少に資することを目的に、暑熱対策施設を主催者への助成対 象に加える。

- ② 公正確保対策の実施に係る推進体制強化
- ア 執務環境の点検・確認

公正確保の徹底に向け、開催執務環境及び状況の点検を行う。

イ 開催執務委員のレベルアップ研修

公正確保に係る事案について主催者職員との速やかな情報の共有を行うほか、レベルアップ研修を開催し、事例を検証しながら主催者間の基準の統一等の場を設け、開催執務委員のレベルアップを図る。

ウ (公財) 競馬保安協会への助成の拡充

馬主登録申請者の増加や公正確保に必要な調査の強化に対応するため、(公財) 競馬保安協会への助成を拡充し、調査員の増員を図る。

エ 助成事業を活用した公正確保の徹底

「全国公正確保対策推進会議」の構成員である調教師、騎手、厩務員等の 競馬関係団体のほか、(公財) 競走馬理化学研究所、(一財) 地方競馬共済会、 全国公営競馬獣医師協会等、地方競馬の公正確保を図る上で必要不可欠な業 務を担う団体と公正確保の徹底への意識を共有し、連携して対策に取り組む とともに、これらの団体の公正確保に係る事業が適切に実施されるよう必要 な助成を行う。

オ 地方競馬の公正確保に係る重大事案発生時の対応

地方競馬の公正確保に係る重大事案が発生した場合は、過去の対応事例等 を踏まえ、主催者における再発防止策の策定に協力するとともに、他主催者 に対しても情報を迅速に共有することにより地方競馬全体で再発防止を徹底 し、速やかな信頼回復を図る。また、主催者が行う関係者に対する処分や厩 舎関係者に対する指導の徹底等に全面的に協力する。

(2) 馬主及び馬の登録

馬主及び馬の登録を厳正に行うとともに関係団体と緊密な連携を図り、拒否事由該当者の排除を確実に行うほか、既登録馬主については、破産者検索システムの適切な運用、名義貸借等の情報収集に努め、不正防止に向け積極的に取り組む。また、様式類の改善による登録事務の迅速化を図り、JRA登録馬主については、さらなる審査期間の短縮に取り組む。

(3) 調教師、調教師補佐及び騎手の免許

調教師、調教師補佐及び騎手の免許における審査を厳正に行う。免許保有者に対する試験においては、主催者との意見交換等を通じて受験者の平素の生活態度や就業状況等についての情報収集を図るとともに、主催者から提供された意見も参考に免許試験を実施する。また、試験を通じて業務上必要な知識や技術のレベルアップを促し、不祥事案防止の徹底に向けて、公正確保の重要性とその責務についてさらなる意識の定着とモラルの強化を図る。併せて、厩舎関係者の馬券購入調査を年間複数回実施するなど、さらなる公正確保を図る。

厩務員の認定については、主催者に対する協力を引き続き行っていく。

(4) 騎手、調教師等の養成・訓練

教養センターにおいて、騎手及び調教師の養成・訓練を計画的に行う。

入所希望者の増加を図り、より優秀な騎手候補生の獲得を引き続き推進する。 技術・学力・精神の向上を図ることで、優れた騎手を安定的に養成してい くため、フィジカルトレーニング、実馬訓練以外での技術指導、プロジェク ターによる各種授業等、充実を図った教育カリキュラムを遂行するとともに、 メンタルトレーニングとカウンセリングに注力し、アスリートとしてだけで はなく、若年期の精神的なサポートを継続する。施設面では、教養センター の走路や職員舎宅等の整備を行う。

また、ばんえい騎手の養成についても、免許試験に向けた短期の講座を実施する。

② 騎手の訓練

免許取得後概ね2年の新人騎手を対象に、教養センターにおいてキャリア 形成と公正確保の徹底を目的とした研修を実施するほか、必要に応じて競馬 場においても研修を実施し、キャリアに応じて騎手の成長を促す取組を行う。

③ 調教師の養成

年2回の調教師課程において公正確保面も含め優れた調教師を養成する。

④ 調教師の訓練

公正部と教養センターが連携し、必要に応じて調教師を対象に研修を実施する。

(5) 開催執務委員等の養成、訓練

教養センターにおいて、開催執務委員等の養成・訓練を計画的に行う。

① 開催執務委員の養成

主催者職員等を対象とした4回の基礎研修に加え、裁決、決勝審判、発走、 馬場管理の各委員の業務研修を、実務に直結する内容、過去事例を参考にし た対策等を中心としたカリキュラムにより2回ずつ実施する。

② 現場配置後の委員の技術研鑽 現場配置後の業務経験者のレベルアップを目的とした研修を実施する。

(6) 引退競走馬の福祉対策

国際的なアニマルウェルフェアへの関心の高まりを受け、協会もJRAが事務局を務める「引退競走馬に関する検討委員会」に出席し、引退競走馬の福祉に関する課題について協議していくとともに、令和5年度には、引退名馬繋養展示事業への支援や引退競走馬のリトレーニングに対する支援等を行う。

(7) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

安全な競馬開催を継続するため感染状況の変化に応じて国や主催者と連絡調整を図り、「競馬における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の改訂を適切に行う。

(8) ギャンブル等依存症対策

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」や「地方競馬におけるギャンブル等依存症対策実施規程」に基づき対策を進めるとともに、公営競技に係る団体をはじめ、関係機関と連携しながら、インターネット投票におけるアクセス制限の強化や従業員教育の推進等の課題に適切に取り組む。

2. 畜産振興に関する業務

地方競馬の社会的責務を果たすため、畜産振興事業を行う団体に対する補助を拡充するとともに、全国広報を実施し畜産振興について広く周知を図る。

(1) 畜産振興補助事業

① 馬(軽種馬を除く)の改良増殖推進事業

家畜改良増殖法に基づく馬の血統登録、優良な重種種馬の導入、生産者研修、重種馬生産に係る奨励金交付及び施設整備等の事業に対して補助を行う。 北海道、帯広市、生産者、関係団体からなる「重種馬生産振興に関する検討会」によって示された重種馬生産に関する将来展望に基づき、重種種雌馬の増頭を図るための奨励金交付事業、重種馬生産頭数の維持・拡大に必要な施設等整備事業等、重種馬生産者支援に係る補助について規模を拡充して実施する。

② 畜産経営技術指導事業

畜産農家の経営診断・指導、地域畜産の活性化及び畜産物の安全かつ安定的な提供に資する事業等への補助を行う。

地域畜産の核となる道府県畜産協会等において、組織の更なる基盤強化が図られ安定的な運営に資するため補助を拡充する。

また、畜産経営指導事業に欠かせない畜産コンサルタントの育成・認定に係る事業等への補助を拡充し、地域畜産振興支援体制の一層の強化を図る。

③ 畜産経営合理化事業

馬の飼養・衛生管理・防疫に関する講習会等の開催により、競走馬以外の 馬の飼養衛生管理体制の総合的な整備を図る事業への補助を行う。

このほか新たに、近年国内で発生がみられ、発生農家に甚大な被害を与えている豚熱の発生を抑えるため、その発生源となる危険性の高い野生イノシシ間での流行を抑制するために重要な経口ワクチン散布について、その効果的・効率的な散布方法を実証する事業への補助を行う。

また、乳牛の飼養管理改善指標としての活用が期待される脂肪酸組成等の検査技術確立及び普及のための調査等を行う事業への補助を行う。

④ その他の畜産振興補助事業

地方競馬の収益金が畜産振興及び地方財政の改善等、社会に貢献している ことを広く周知するため、畜産イベントや地方競馬場等においてPR活動等 を行う事業に対して補助を行う。

新たな取組として、馬産業(特に馬産地や競馬界)において喫緊の課題とされている、馬人材(獣医師等の馬を扱う専門知識・技術を持った者)の不足を解消するための一助として、教育機関が馬人材の育成のための体制構築及び環境整備を行う事業に対して補助を行う。

また、養蜂振興のための蜜源の維持・拡大に向けた害虫防除手法及び蜜源 植物の選定・管理方法の検証・技術普及を行う事業に対して補助を行う。

このほか、国との協議により、緊急対策事業や広く畜産の振興に資するため特に必要であると認められる事業について臨機応変に補助が実施できるよう、引き続き予算措置を講じる。

(2) 地方競馬の畜産振興への貢献を周知するための取組

全国的な広報や「地方競馬ミルクウィーク」などのイベント実施により競馬の畜産振興への貢献を広く周知する。

3. 競走馬生産振興事業に対する補助

競馬法改正によりJRAからの資金交付措置が恒久化された競走馬生産振興事業において、馬産地の生産基盤の強化を図り、競走馬の安定供給と強い馬づくりを推進するため、競走馬の生産振興、流通対策等に係る事業を行う団体に対する補助を一号交付金からの振替とJRA特別振興資金からの交付金を原資として実施する。

(1) 軽種馬の改良増殖推進事業

家畜改良増殖法に基づく軽種馬の血統等登録に対する補助を行うほか、軽種馬の生産・育成指導事業に対する補助を行う。また、優良な若馬の地方競馬への導入を推進するため、2歳馬競走に対し付加賞金を交付する事業への補助について規模を拡充して実施する。このほか、優良な繁殖牝馬の血統を残していくため牝馬競走の価値向上を目指す「GRANDAME-JAPAN2023(グランダム・ジャパン2023)」に対してボーナス賞金を交付する事業への補助を行う。

さらに、生産者支援対策の一環として、「ダートグレード競走ⁱⁱⁱ」や2歳新馬戦の1着馬を対象としたNAR生産牧場賞を交付する事業への補助を継続する。

(2) 軽種馬の防疫衛生対策事業

繁殖牝馬、育成馬及び競走馬に対し、予防接種を行うほか、競走馬の防疫推進 に資する事業への補助を行う。

(3) 経営基盤強化対策事業

軽種馬生産者や指導者への研修等の実施による知識・技術の向上や人材育成、優良種牡馬整備・繁殖牝馬導入促進等による血統改良への取組のほか、草地・放牧地・離農跡地等の生産基盤の整備や飼料生産等の機械導入による飼養環境の改善及び強い馬づくりに資する事業への補助を行うとともに、担い手の育成、市場流通の活性化に資する事業への補助をIRA特別振興資金を原資として行う。

新たに、大規模災害発生時の軽種馬生産者への緊急支援対策資金として、JRA特別振興資金及び地方競馬の1号交付金を原資として基金造成を行うほか、飼料・燃料の高騰化対策として軽種馬生産者等を対象に給付金を支給する事業への補助をJRA特別振興資金を原資として行う。

4. 馬産地再活性化緊急対策事業に対する補助

平成26年度に終了した馬産地再活性化緊急対策事業の残存貸付金の保証及 び利子補給業務を実施する。

5. 地方競馬の魅力の向上に向けた取組

活性化計画に基づき強い馬づくりを推進するとともに、高い能力を持った馬が 適性に応じて活躍できる「全日本的なダート競走体系」を整備すること等により、 地方競馬の魅力の向上に取り組む。

(1) 競馬の魅力を向上させるための強い馬づくりの取組

「強い馬づくり計画」及び活性化計画の評価報告書等に基づき、「馬」「環境」「人」の側面から以下の事業に取り組み、地方発の強い馬の輩出を目指す。

① 「馬」の側面から

ア ダートグレード競走で今後の活躍が見込める2歳・3歳馬を「地方競馬 強化指定馬」として選定し、当該馬が坂路等を備えた調教施設を利用する 場合や他場に遠征した場合の経費への補助を行う。

- イ 優良な2歳馬の導入を促進するため、2歳馬競走への付加賞金の交付への補助(上記3(1)の事業として実施)を拡充する。
- ウ 生産者の強い馬づくりへの意欲を喚起するため、NAR生産牧場賞の交付事業(上記3(1)の事業として実施)を実施する。
- エ ダート競走における馬の能力向上に資するため、ダート適性のある種牡 馬導入のための調査事業(上記3(3)の事業として実施)を実施する。
- オ 馬主確保に向け地方競馬情報サイトによる広報周知等を実施する。
- ② 「環境」の側面から
 - ア 主催者が行う強い馬づくりに向けた施設整備(厩舎、調教施設、厩務員 宿舎等)への補助を行う。
 - イ 外国で行われる国際競走への地方競馬所属馬の出走や、地方競馬での国際競走の施行を推進するための環境整備を行う。新たな施策として、海外競走に出走し優勝した馬に褒賞金を支給する。
 - ウ 魅力ある競走の提供に相応しい舞台を用意するため、主催者における今後の修繕計画や日々の管理計画の策定に資するよう、各競馬場の走路の状況を調査する。
- ③ 「人」の側面から
 - ア 地方競馬共通の求人サイト「厩人(うまやとひと)」による厩舎関係者確保のための広報を引き続き実施する。
 - イ 調教・飼養管理技術力向上のための研修への補助を行う。
 - ウ 教養センターにおいて厩舎関係者の研修を実施する。
 - エ 地方競馬の厩舎の実態を明らかにし、優秀な人材が集まる魅力的な職場環境、効果的な馬の飼養環境の実現に向け、厩舎業務に係る民間コンサルティング調査事業を実施する。
- (2) 競馬の魅力を向上させるための競走体系の整備と番組の充実

「全日本的なダート競走体系」の整備を推進し、魅力ある競走が円滑に実施されるよう、主催者及び関係団体間の調整及び助言を行うとともに、有力馬の出走を促進し、魅力ある番組編成を図る。

① ダートグレード競走及びシリーズ競走の整備・充実

我が国のダート競走体系の中核をなすダートグレード競走について、主催者、JRA及び生産者団体等との連携・調整を行い、ダート競走振興会議の運営に主体的に取り組むとともに、日本グレード格付け管理委員会に参画して円滑な格付けを実施する。

ダートグレード競走の魅力を向上させるため、出走馬の充実と3歳馬競走をはじめとする「全日本的なダート競走体系」の整備を主催者及びJRAと連携して推進する。

② 有力馬の出走奨励

JBC競走をはじめ、ダートグレード競走やシリーズ競走に、競走の趣旨 に適った有力馬の出走を促進する奨励事業を拡充して実施する。 (3) 開催の日取り及び発走時刻の調整など競馬の開催に関する調整・助言

「競馬開催日程及び番組編成の調整方針」に従い、全国的な視野に立った開催 日程や番組編成の調整・助言を行い、主催者間の競合回避や地方競馬全体での競 走の体系化を推進する。

① 開催日程及び発走時刻に関する調整

開催日程や発走時刻の調整について、新たに議決した調整方針に基づき、 競走体系整備等の観点も踏まえた、地方競馬全体として効率的な開催日程と 開催場数の適正化に努める。

② 番組編成に関する調整

ダートグレード競走及び「シリーズ競走iv」がそれぞれの実施目的を果たした上で競走の質的向上が図られるよう、年間スケジュールの中で適切に編成されるとともに、各発売チャンネルにより年間を通じてお客様に楽しんでいただけることを目指した調整を行う。

また、お客様にとって分かりやすい競走体系に向けた再整備や、各シリーズ競走のさらなる盛り上げに向けて、主催者間の調整や支援を行う。

6. 地方競馬の魅力の伝達とお客様の利便性向上等に向けた取組

地方競馬の魅力を確実に伝達するとともに、お客様の利便性を高めることにより地方競馬の売上を拡大し、経営基盤の強化を図る。

(1) 競馬の魅力を伝達するための広報の取組

地方競馬への認知を高め、より多くのお客様に参加していただくため、以下の 取組を行う。

① JRAとの相互発売に関する情報提供

JRAインターネット投票システムを利用した地方競馬の勝馬投票券の発売について、スポーツ紙に発売対象競走の馬柱を掲載するほか、競馬専門誌への発売日程や記事広告の掲載、グリーンチャンネルにおいて主要競走を放映する事業への補助等を行う。

さらに、地方競馬の施設におけるJRAの勝馬投票券の発売について、新聞、テレビ、交通広告等、様々な媒体を活用した主催者による情報提供への補助を行う。

② 競馬の魅力と認知度向上に向けた広報展開

地方競馬の楽しさをお客様に伝えるため、競馬の魅力の中心となるダートグレード競走やシリーズ競走に関する情報を発信するほか、特にゴールデンウィーク、お盆、年末年始の期間を重点的な広報機会と捉え、主催者と連動した全国的な広報展開に努める。年末年始については、JRAとの連携を深め、活性化補助事業を最大限活用し、我が国の競馬全体の盛り上げを図るなど、地方競馬の売上の最大化に努める。

また、JBC競走については、開催主催者と連携しながら、ダート競馬の祭典に相応しい効果的な全国広報に取り組む。

③ 地方競馬情報サイトの充実

お客様への情報提供の中核となる地方競馬情報サイトのコンテンツ充実及びSNSや地方競馬情報提供アプリとも連携した活用を図り、お客様への情報発信の充実及び参加意欲の促進に努める。

- ④ メディアの複合的な活用とアフターコロナにおけるWEB広報の強化 広報事業実施にあたっては、各種メディアの特性に応じた活用に努めるとともに、上記地方競馬情報サイト等とも連携することにより、様々な媒体を複合的に活用したお客様への情報発信に取り組む。コロナ禍によって、在宅投票の比重が高まり、レース中継をはじめWEBによる幅広い情報発信のニーズが増しているため、WEBを活用した広報展開を強化していく。
- ⑤ 新たなお客様の定着と売上向上を目指すプロモーション事業の実施 地方競馬のライトファンや新規参加者をターゲットにして、地方競馬の特 色の一つである女性騎手を総合的にプロモーションする事業に引き続き取り 組む。また、売上向上の核となるダートグレード競走の魅力をより深く伝達 するため、特設サイトによる情報発信を強化する。

⑥ 公益貢献をアピールする取組

地方競馬の収益金が、馬事・畜産の振興や地方財政の改善等、社会貢献していることを広く周知するため、全国的な広報施策や「地方競馬ミルクウィーク」などのイベントを実施する。(上記2(2)の事業として実施)。

⑦ 地方競馬の表彰式典の開催

関係者の功績を称えるとともに、マスコミ等を通じて地方競馬に関する話題を提供する場として、「NARグランプリ2023」を開催し、成績優秀な競走馬、調教師及び騎手等の表彰を行う。また、表彰の様子が広く伝達されるようWEBによるライブ配信を行う。

(2) システムの整備及び運用

お客様への競馬情報を充実させるとともに、その提供及び勝馬投票券の発売等に必要な「地方競馬の共通インフラ」の安定的かつ円滑な運用に努める。令和5年度から2か年事業として、第3期地方競馬共同トータリゼータシステム(共同TZS)の構築を進めていく。また、主催者を対象に運用手順の整備やその徹底、研修、システムの不具合の発生を想定した訓練を実施する。

今後、更新が予定されている次期「地方競馬の共通インフラ」については、民間シンクタンク等の支援を得ながら技術や経費に関する妥当性評価を行うことで、安定的なシステム構築を目指す。

(3) 来場促進の取組

新型コロナウイルス感染症の収束を見据えて、再び競馬場の賑わいを取り戻すために主催者が連携して実施する来場促進策への補助を行う。

年間広報において来場促進を図るための広報を拡充するとともに、SNSを活用した来場促進の取組も並行して行う。また、訪日外国人の回復を見込み、プロモーションVTRを活用したインバウンド向けの取組を実施する。

7. 競馬の国際化への対応

日本のダート競走の国際的な評価を高めるため、将来的に全てのダートグレード競走を国際競走とするための取組を推進し、国際セリ名簿基準委員会においてパートI国として承認されている日本の競馬の一翼を担う機関として、競馬の国際化への対応を着実に行う。

- (1) 国際競馬統括機関連盟総会や各種国際会議に参画し、競走ルールの変更や薬物規制の見直し等、競馬の国際化に係る諸課題への円滑な対応を図る。
- (2)海外の競馬関係者に対して、ダートグレード競走の成績等の地方競馬に関する各種統計情報を提供する。
- (3) JRAハンデキャッパーと緊密に連携し、国際的な競走馬の能力指標である レーティングの作成を行う。
- (4) 地方競馬所属馬の国際競走への出走を後押しするため、海外競走に出走した 馬に出走奨励金を支給するとともに、出走し優勝した馬に褒賞金を支給する(上 記5(1)の事業として実施)。
- (5)教養センターの国際検疫厩舎を有効活用しながら、国際交流競走における海外の競馬関係者との連絡調整及び競走馬の出入国に係る検疫業務等を必要に応じて行い、国際交流競走の実施や地方競馬所属馬の国際競走への出走を支援する。

8. 適切な事業運営の確保と総合的な組織力強化への取組

協会が適切な事業運営等を行えるよう、以下に掲げる事項に取り組む。

(1) 競馬活性化計画の推進

新たな活性化計画の初年度として、「地方競馬の共通インフラ」の更新や強い 馬づくりへの支援、競走体系の整備等を推進し、計画に基づく主催者の経営基盤 強化に向けた取組が着実に実施されるよう後押しする。

(2) 適切かつ効率的な事業運営の実施

地方共同法人としての責務を確実に果たすため、コンプライアンスの徹底及び ガバナンスの強化とともに、主催者の立場・視点に立った適切かつ効率的な事業 運営の実施を目指す。

- (3) 中長期的な財政見通しを踏まえた健全な財政運営 経済の不透明感に伴う売上動向に注視し、中長期的な財政見通しを踏まえ、健 全で持続可能な地方競馬の発展に必要な運営を目指す。
- (4) 計画的な採用及び適切な教育と研修等を通じた組織力向上への取組 競馬のプロ集団としての組織基盤を安定的に維持するため、計画的な職員等採 用により人員・人材を確保するとともに、職務に応じた教育・研修の強化を通じ、 組織力向上に必要な人材を育成する。

(5) 補助事業や助成事業に対する監査および協会業務に係る監査の適切な実施 各補助事業については、外部機関からの評価や適切な監査の実施によって透明 性と公平性を確保することに努めるとともに、協会業務の内部監査を監事監査と 連携して適切に実施する。また、事業運営の適正化を図る一環として監査法人に よる会計監査を実施する。

(6) 本部事務所の移転

働き方改革の推進に向けて、職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図ると ともに、効率性及び生産性の高い業務遂行を実現するため、本部事務所を移転し 労働環境の改善を図る。

i 競馬番組等の関連情報を管理する「統合型競馬情報システム(IRIS)」、勝馬投票券の発売、 払戻等を行う「地方競馬共同トータリゼータシステム(共同 TZS)」、統合型競馬情報システム 及び地方競馬共同トータリゼータシステムから、地方競馬情報サイトやマスコミへデータを配 信する「開催情報配信システム」、インターネット回線を介してライブ映像等を配信する「地 方競馬映像配信システム」、投票、映像、開催情報等のデータを送受信する「地方競馬統合ネットワークシステム」、及び勝馬投票券発売施設におけるオッズ表示を管理する「オッズ等表示システム」の総称

[※] ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成31年4月19日に閣議決定され、令和4年3月25日に、変更された計画が閣議決定された。

iii 地方競馬、JRAの所属に関わらず、優れたダート適性馬の出走機会を確保し、生産に還元すべき優良馬を選定する目的で、日本グレード格付け管理委員会により格付けを承認された競走。

iv 地方競馬における複数の競走を目的によってグループ化して、単体の競走以上の付加価値を 生み出すために整備された競走群。「グランダム・ジャパン」や「ヤングジョッキーズシリーズ」 などが代表例。